

衆議院農林水産委員会ニュース

【第211回国会】令和5年4月12日（水）、第6回の委員会が開かれました。

- 1 合法伐採木材等の流通及び利用の促進に関する法律の一部を改正する法律案（内閣提出第31号）
 - ・野村農林水産大臣、野中農林水産副大臣、角田農林水産大臣政務官及び政府参考人に対し質疑を行い、質疑を終局しました。
 - ・金子恵美君外3名（立憲、国民、共産、有志）提出の修正案について、提出者金子恵美君（立憲）から趣旨説明を聴取しました。
 - ・修正案について採決を行った結果、賛成少数をもって否決されました。
（賛成－立憲、国民、共産、有志 反対－自民、維新、公明）
 - ・原案について採決を行った結果、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。
（賛成－自民、立憲、維新、公明、国民、共産、有志）
 - ・武部新君外6名（自民、立憲、維新、公明、国民、共産、有志）から提出された附帯決議案について、提出者緑川貴士君（立憲）から趣旨説明を聴取しました。
 - ・採決を行った結果、全会一致をもってこれを付することに決しました。
（賛成－自民、立憲、維新、公明、国民、共産、有志）
（質疑者）平沼正二郎君（自民）、庄子賢一君（公明）、金子恵美君（立憲）、渡辺創君（立憲）、池畑浩太郎君（維新）、足立康史君（維新）、長友慎治君（国民）、田村貴昭君（共産）、北神圭朗君（有志）

（質疑者及び主な質疑事項）

平沼正二郎君（自民）

合法伐採木材等の流通及び利用の促進に関する法律の一部を改正する法律案関係

- ア 違法伐採木材等の流通による弊害に対する農林水産省の認識
- イ 合法性の確認が義務付けられる木材関連事業者の負担に配慮した取組の必要性
- ウ 合法伐採木材等の利用の意義に関する国民の理解醸成のための取組の状況
- エ 違法伐採対策に係るG7広島サミット関連会合等に向けての意気込み

庄子賢一君（公明）

- (1) 合法伐採木材等の流通及び利用の促進に関する法律の一部を改正する法律案関係
 - ア 国の責務である合法伐採木材等の流通及び利用促進の意義についての教育、広報活動が十分であったのかの確認及び今後の対応
 - イ 事務手続省力化のためのデジタルインフラの導入支援及びきめ細かな相談体制の整備についての取組方針
 - ウ 合法性の確認の義務化を通じて、森林・林業基本計画に基づく第一種登録事業者により合法性が確認された木材の量に係る目標を引き上げるのかの確認
 - エ 本法律案成立を契機に国産材の利用拡大、我が国の林業・木材産業の振興につなげる必要性
- (2) 国際的な議題とされている「生物多様性の保持・回復・強化」に逆行した「緑の回廊」における施設建設計画に対する林野庁の見解

金子恵美君（立憲）

合法伐採木材等の流通及び利用の促進に関する法律の一部を改正する法律案関係

- ア G7広島サミット関連会合等において本法律案により我が国に係る違法伐採を根絶することを発

信することができるのかの確認及び当該会合等での発信の在り方

- イ 本法律案による合法性の確認等の義務付けでは、合法伐採木材等でない木材等も合法性が確認できたものとして流通するのではないかとの懸念に対する農林水産大臣の所見
- ウ 本法律案により合法性の確認の基準が緩くなるとの懸念に対する農林水産大臣の見解
- エ 合法性の確認義務違反に対して、直接的に指導・助言、勧告、公表、命令及び罰則を措置する必要性
- オ 悪質な木材関連事業者による違法伐採木材等の流通の是正についても任意の協力を求めるしかないことへの農林水産大臣の認識
- カ 違法伐採木材等が流通することによる我が国の木材市場への影響
- キ 合法性確認木材等であることが価格に反映される仕組みを構築する必要性
- ク 合法伐採木材等の利用を確保するための体制の整備についても義務化する必要性
- ケ 違法伐採木材等が我が国に輸入されないように関係行政機関等と連携する必要性

渡辺創君（立憲）

- (1) 合法伐採木材等の流通及び利用の促進に関する法律の一部を改正する法律案関係
 - ア 現行法施行後に顕在化した課題が制定時の想定範囲内であるかについての農林水産大臣の見解
 - イ 木材等の輸入先国を違法伐採木材等であるリスクの高い国から転換することに関する農林水産大臣の見解
 - ウ 本法律案により合法性の確認等が義務化される木材関連事業者の数
 - エ 現場における合法性の確認等の実態把握の方法
 - オ 合法性の確認の定義に係る現行法と本法律案の相違点
 - カ 合法性の確認の結果及びその理由に関する記録の作成及び保存については是正措置を規定しなかった意図及び実効性の担保についての見解
 - キ 合法性の確認義務について直接的な担保ではなく間接的な担保を図る理由
 - ク G7広島サミット関連会合等における本法律案その他の違法伐採対策についての発信に向けた政府の意気込み
- (2) 林業の促進のための取組

池畑浩太郎君（維新）

合法伐採木材等の流通及び利用の促進に関する法律の一部を改正する法律案関係

- ア 違法伐採の定義並びに国内外の違法伐採の状況及び国内における違法伐採木材等の流通状況
- イ 国産材や合法伐採木材等であることが付加価値となっているかの確認
- ウ 登録木材関連事業者の登録状況及び登録のメリット
- エ 本法律案が海外資本による不適切な森林伐採の防止へ寄与するか否かについての林野庁の認識
- オ 合法伐採木材等に対する消費者の理解醸成を図るための方策

足立康史君（維新）

- (1) いわゆるウッドショックによる国産材の価格等の現状
- (2) 国産材の供給に関する方針や目標の有無
- (3) 全国規模の森林経営戦略の内容
- (4) 宅地造成等規制法の一部を改正する法律（通称「盛土規制法」）関係
 - ア 施行に向けた準備状況及び規制区域指定のための基礎調査の実施状況
 - イ 法律よりも踏み込んだ規制を条例で措置することの可否

長友慎治君（国民）

合法伐採木材等の流通及び利用の促進に関する法律の一部を改正する法律案関係

- ア 法改正による完璧な合法伐採木材等の管理の実現可能性及び期待する効果
- イ 合法伐採木材等の流通・利用促進に向けて木材関連事業者の意識改革を図る必要性
- ウ 勧告や命令が行われる条件及び具体的な措置の内容
- エ 合法性の確認ができない木材等の流通が排除された結果として国内需要が満たされなくなる懸念及び需要が満たされなくなった場合の対応
- オ 第三国を経由するなどして合法性の証明が曖昧になった輸入材により国内産業が圧迫される懸念

田村貴昭君（共産）

違法伐採関係

- ア 通報等により違法伐採の疑義が生じた際に衛星画像による確認及び対応を行う必要性
- イ 違法伐採の被害者の被害回復に資する相談窓口を設置する必要性
- ウ 国内の無断伐採の件数
- エ 国内の森林窃盗の件数
- オ 無断伐採について告発があったにもかかわらず立件されなかった事案の理由
- カ 森林窃盗について警察が被害届を受理しなかった事案の理由及び取締りの強化や立件を行う必要性並びに森林窃盗に関する警察庁の事務連絡における「適切に対応されたい」との表現についての具体的内容
- キ 違法伐採対策の強化に対する農林水産大臣の決意

北神圭朗君（有志）

- (1) ウクライナ侵略を行ったロシアからの丸太や単板の輸入
- (2) 木材等に係るロシアの輸出禁止措置及び我が国の輸入禁止措置の経緯
- (3) 製材や集成材についてはロシアからの輸入を続けている理由
- (4) 合法性の確率が高い国産材の利用について消費者に広報宣伝する具体策
- (5) 今般の法改正を契機に地産地消に結び付けて日本の林業を盛り上げていく必要性